

## ● はじめに

秋田市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして「屋外広告物条例」を定めています。この条例は、街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するためのものですが、これを実現するためには、市民の皆さんの協力と条例に対する理解が必要です。

この「屋外広告物条例のしおり」は、市民の皆さんや広告主あるいは屋外広告業を営む方々に、条例の趣旨を理解していただくために、広告物の正しい表示の方法などをまとめたものです。

秋田市の街をより一層美しくするために、皆様のご協力をお願いいたします。



## ● 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもので、はり紙、はり札、立看板、幕・旗、アドバルーンをはじめ、建物の屋上や壁面などに表示される広告塔、広告板、電柱を利用する広告物などをいいます。

